

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(データ戦略)に関する調査委託特別約款 新旧対照表

新	旧
ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 (データ戦略)に関する調査委託特別約款 2024年7月25日制定 <u>2025年7月30日改正</u>	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 (データ戦略)に関する調査委託特別約款 2024年7月25日制定
第1条～7条 略 (外国法人の特例) 第8条 <u>(削除)</u>	第1条～7条 略 (外国法人の特例) 第8条 <u>原約款第4.4条第1.1項中「甲が別に定める共有知的財産権利用許諾申請書」とあるのは、「特別約款様式第2に定める共有知的財産利用許諾申請書」とする。</u>
第9条～12条 略 (存続条項) 第13条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第3.7条、第3.8条若しくは第3.9条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第5.2条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。 一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第3条、第6条、第<u>7</u>条及び第10条から第13条まで	第9条～12条 略 (存続条項) 第13条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第3.7条、第3.8条若しくは第3.9条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第5.2条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。 一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第3条、第6条<u>から第8条まで</u>及び第10条から第13条まで
14条 略 <u>附 則</u> <u>1. この特別約款は、2025年7月30日から施行し適用する。</u> <u>2. ただし、改正後の第8条の規定は、2025年7月30日以降、新たに締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u>	14条 略
(特別約款様式第1) 略 <u>(削除)</u>	(特別約款様式第1) 略 <u>(特別約款様式第2) 略</u>

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（データ戦略）調査委託積
算基準 略

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（データ戦略）調査委託積
算基準 略